

特定非営利活動法人 のんびり  
ホームヘルプセンターのんびり運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、特定非営利活動法人のんびりが開設するホームヘルプセンターのんびりが、介護保険法による指定訪問介護事業（以下、「指定訪問介護」という。）及び佐久市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称所在地は、次の通りとする。

- 一、名称 ホームヘルプセンター のんびり
- 二、所在地 長野県佐久市甲 292 番地 1

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一、管理者 一人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

当該指定訪問介護事業所の従業員に法令遵守させるため必要な指令命令を行うものとする。

- 二、サービス提供責任者 二人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護および訪問型サービスの利用の申込に係る調整、訪問介護員に対する教育計画を立て技術指導、相談業務にあたる。また訪問介護計画の作成等を行う。

サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。

- 三、訪問介護員 三人以上

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一、営業日 月曜日から金曜日（祝日と12月31日から1月3日は休日）
- 二、営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（ただし、サービス提供時間は24時間365日とする。）

## 第6条（指定訪問介護および訪問型サービスの提供方法）

指定訪問介護および訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

## 第7条

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護および訪問型サービスを提供する。

- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行う。

## 第8条

指定訪問介護および訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

## 第9条

指定訪問介護および訪問型サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 指定訪問介護および訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第10条

正当な理由なく指定訪問介護および訪問型サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問介護および訪問型サービスの提供が困難と認められた場合は、他の指定訪問介護指定事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

## 第11条

指定訪問介護および訪問型サービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護および訪問型サービスを提供する。

## 第12条

指定訪問介護および訪問型サービスの提供に際し、要介護認定を受けてない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であ

って必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1 ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

#### 第13条（法定代理受領サービス）

指定訪問介護および訪問型サービスの提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うため必要な援助を行う。

#### 第14条（指定訪問介護の内容）

指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助
  - (3) 通院等乗降介助
- 2 指定訪問介護および訪問型サービスの提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
  - 3 指定訪問介護および訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 4 指定訪問介護および訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - 5 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

#### 第15条（訪問介護計画書）

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

- 2 前項の訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 サービス提供責任者は、第1項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

#### 第16条（指定訪問介護および訪問型サービスの利用料等）

指定訪問介護および訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護および訪問型サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。また利用者の収入に応じて2割、3割の額とする。

- 2 第18条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 500円
  - 二 事業所から片道おおむね5キロメートル以上の場合  
5キロメートルにつき100円を加算
- 3 バス・タクシー等を利用した移動介護等を提供した場合には、交通費としてその実費を徴収するものとする。
  - 4 前2項の支払を受ける場合には、利用者またはその扶養義務者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### 第17条

指定訪問介護および訪問型サービスを提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又は準ずる書面に記載する。

#### 第18条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、佐久市、立科町、東御市、小諸市とする。

#### 第19条（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、指定訪問介護および訪問型サービスの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、ご家族に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### 第20条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が、正当な理由なく指定訪問介護および訪問型サービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

#### 第21条（衛生管理等）

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

#### 第22条（秘密保持）

従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

#### 第23条（苦情処理）

提供した指定訪問介護および訪問型サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる

- 2 自ら提供した指定訪問介護および訪問型サービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それ

に従って必要な改善を行う。

- 3 指定訪問介護および訪問型サービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

#### 第24条（事故発生時の対応）

利用者に対する指定訪問介護および訪問型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定訪問介護および訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

#### 第25条（会計の区分）

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の会計とその他事業の会計を区分する。

#### 第26条（記録の整備）

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定訪問介護および訪問型サービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

#### 第27条（ハラスメント強化のための措置）

事業者は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。

なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する

#### 第28条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第29条（身体拘束等の禁止）

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - （3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第30条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第31条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人のんびり理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

## 附則

この規定は、平成25年 11月 13日 から施行する。

この規程は、平成28年 7月 15日 より一部改正（第5条）、施行する。

この規程は、平成29年 11月 1日 より一部改正（第3条）、施行する。

この規程は、令和 4年 1月 1日 より一部改正（第27条）、施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日 より一部改正（第28条）、施行する

この規程は、令和 6年 4月 1日 より一部改正（第29条・第30条）、施行する